

国立大学法人京都大学部局長会議規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学部局長会議規程 (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事(非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。)</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長(第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、<u>国際交流推進機構長</u>、情報環境機構長、図書館機構長及び産官学連携本部長</p> <p>(10) 物質 細胞統合システム拠点長</p> <p>(11) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際戦略委員会規程 (平成25年達示第50号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 研究科長 5名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 2名</p> <p>(5) <u>国際高等教育院長及び国際交流推進機構長</u></p> <p>(6) 総務部長、企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部国際企</u></p>	<p style="text-align: center;">(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、<u>図書館機構長</u>、<u>産官学連携本部長</u>及び<u>国際戦略本部長</u></p> <p>(10) 物質 細胞統合システム拠点長及び<u>高等研究院長</u></p> <p>(11) (同 左)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 国際高等教育院長</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>2～3</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部</u>におい</p>

改正前	改正後
<p>画課において処理する。 (後略)</p> <p>京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前略) (構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 評価担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 13名</p> <p>(4) 企画・情報部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(前略) (部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。))事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>て処理する。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 13名</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>2</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2～3 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>京都大学附属図書館規程 (昭和60年達示第12号)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 図書館に宇治分館(以下「分館」という。)を置く。 2 分館に分館長を置く。 3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 分館長は、宇治構内所在部局の専任の教授又は大学院工学研究科、大学院農学研究科、<u>大学院エネルギー科学研究科若しくは低温物質科学研究センター</u>の宇治地区を勤務地とする教授のうちから館長の推薦を踏まえて総長が委嘱する。 5 分館長は、館長の統轄のもとに、分館の館務を掌理する。 (後略)</p>	<p>第3条</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>4 分館長は、宇治構内所在部局の専任の教授又は大学院工学研究科、大学院農学研究科若しくは大学院エネルギー科学研究科の宇治地区を勤務地とする教授のうちから館長の推薦を踏まえて総長が委嘱する。 5 (同左)</p>
<p>京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>国際交流推進機構長</u>が別に定める。 第17条 会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、<u>国際交流推進機構長</u>が別に定める。 第18条 会館に関する事務は、<u>企画・情報部国際企画課</u>において処理する。</p>	<p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が別に定める。 第17条 会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が別に定める。 第18条 会館に関する事務は、<u>企画・情報部国際交流課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。))に定める組織のうち図書館機構を除く。))をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)</u>事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。)の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけ</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。))に定める組織のうち図書館機構を除く。))をいい、<u>組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)</u>事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。)の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけ</p>

改正前	改正後
<p>るハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。 (後 略)</p> <p>京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 教育推進・学生支援部長、学生課長、<u>厚生課長及び厚生補導担当課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</u></p> <p>京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、<u>国際交流推進機構、情報環境機構及び産官学連携本部</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。 (後 略)</p> <p>京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、<u>国際交流推進機構、情報環境機構及び産官学連携本部</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告す</p>	<p>るハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>第4条 教育推進・学生支援部長、学生課長<u>及び</u>厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、<u>情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、<u>情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するもの</p>

改正前	改正後
<p>るものとする。 (後略)</p> <p>京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前略) (実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、国際交流推進機構、情報環境機構及び産官学連携本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。 (後略)</p> <p>京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 (平成27年達示第59号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 } 2 } 3 } (略) 4 } 5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部及び各共通事務部をいう。 (後略)</p> <p>国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程 (平成25年達示第79号)</p>	<p>とする。</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } 3 } (同左) 4 } 5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部及び各共通事務部をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(後略)</p> <p>国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p>	<p>第2条 } (同左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (同左)</p>
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置</p>

改正前	改正後
<p>研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（後 略）</p> <p>京都大学におけるライフサイエンス研究等に 係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程 （平成27年達示第72号）</p> <p>（前 略） （定義）</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～5 （略） （後 略）</p> <p>京都大学安全衛生管理規程 （平成19年達示第8号）</p> <p>（前 略） （用語の定義）</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（後 略）</p>	<p>研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～5 （同 左）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 } （同 左）</p> <p>(1)～(6) }</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p>

改正前				改正後							
京都大学高圧ガス製造施設危害予防規程 (昭和49年達示第31号)											
(前略)											
別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類				別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類							
第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの)				第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの)							
名称及び位置		主たる製造設備	製造する高圧ガスの種類	名称及び位置		主たる製造設備	製造する高圧ガスの種類				
(略)				(同左)							
低温物質科学研究センター	極低温寒剤供給施設(北部構内理学部極低温研究室棟内)	ヘリウム液化用圧縮機 液化窒素コールド・エバポレータ	圧縮ヘリウムガス 液化窒素					環境安全保健機構	}	}	}
		ヘリウム回収用圧縮機	圧縮ヘリウムガス								
	極低温物性化学実験室(宇治構内化学研究所極低温物性化学実験装置室棟内)	ヘリウム回収用圧縮機 液化窒素コールド・エバポレータ	圧縮ヘリウムガス 液化窒素								
	桂キャンパス極低温施設(桂構内Bクラスターインテックセンター棟内)	ヘリウム回収用圧縮機 液化窒素コールド・エバポレータ	圧縮ヘリウムガス 液化窒素								
第2表 (略)				第2表 (同左)							
別表第2 危害防止の業務を担当する者				別表第2 危害防止の業務を担当する者							
製造施設		危害防止の業務を担当する者		製造施設		危害防止の業務を担当する者					
(略)				(同左)							
低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設		低温物質科学研究センターの教職員のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者		環境安全保健機構極低温寒剤供給施設	環境安全保健機構の教職員のうちから環境安全保健機構長の指名する者						
低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室		宇治構内を勤務地とする教職員のうちから低温物質科学研究センター長の		環境安全保健機構極低温物性化学実験室	宇治構内を勤務地とする教職員のうちから環境安全保健機構長の指名する						

改正前	改正後
<p>低温物質科学研究センター桂キャンパス極低温施設</p> <p>指名する者 桂キャンパスを勤務地とする教職員のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者</p>	<p>環境安全保健機構桂キャンパス極低温施設</p> <p>者 桂キャンパスを勤務地とする教職員のうちから環境安全保健機構長の指名する者</p>
<p>別記様式（略）</p> <p>京都大学化学物質管理規程 （平成18年達示第74号）</p> <p>（前略） （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（後略）</p> <p>京都大学危機管理規程 （平成23年達示第64号）</p> <p>（前略） （定義） 第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)（略） (3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(6)（略） （後略）</p>	<p>別記様式（同左）</p> <p>（定義） 第2条</p> <p>(1)～(3) } （同左） (4) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（定義） 第3条</p> <p>(1)～(2) } （同左） (3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(6)（同左）</p>

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、教育院長(組織規程第47条第1項に定める教育院等の長をいう。)及び物質細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 (略) (後略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、教育院長(組織規程第47条第1項に定める教育院等の長をいう。)、物質細胞統合システム拠点の長及び高等研究院の長をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>